

法務委員会議録第二十四号

昭和三十一年四月五日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事 池田 清志君 理事 長井 源君

理事 福井 盛太郎君 理事 横井 太郎君

理事 猪俣 浩三君 理事 菊地 養之輔君

小林 信君 高橋 貞一君

馬場 元治君 林 博君

山口 好一君 横川 重次君

坂本 泰良君 田中幾三郎君

古屋 貞雄君

出席政府委員

検事(大臣官房調査課長)

位野木益雄君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局長)

關根 小郷君

判事(最高裁判所事務総局長)

海部 安昌君

判事(最高裁判所事務総局長)

専門員 小木 貞一君

四月三日

違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一五号)

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一五号)

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一六号)

〇三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、両案について政府の補足説明を求めます。位野木政府委員。

〇位野木政府委員 最初に、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、若干補足説明をいたします。

提案理由でも述べられておりましたが、この法律案は第一審の充実強化を円滑に行うための方策として考へてい

るものであります。現在、御承知のよう

に、判事補の職権の特例等に関する法律

第一審中心主義でございまして、単独で事件を取り扱う裁判官はなるべく老練な裁判官であることが適當であるというふうに考へられますので、でき得ればこれらの判事補も可能な範囲で判事とさせることが好ましいと思ふのであります。この判事補の給源は在野法曹から求めるといふことはさしあたり困難でございまして、やはり裁判所の内部で求めるといふことになりまして、高等裁判所の裁判官といふものがさしあたりの目標にあるわけでありまして、高等裁判所の左陪席、このうちから、できる範囲で地方裁判所の方に移つてもらうといふことができないかといふことが考へられるのであります。これもお手元にお配りしました統計表にございまして、この二の二の二をこらういたしますが、この高等裁判所の判事で左陪席になっておる人が六十三名といふことになっておるが、これの中の可能な範囲の方に地方裁判所に移つてもらつて、判事補の人とかわつてもらう、単独でやつておるような判事補とかわつてもらふ、こ

ういうようなことが考へられるのであります。そのためには、法律上の判事補は地方裁判所あるいは家庭裁判所にのみ配置し得ることになっておるが、高等裁判所には配置され得ないことになっておりますから、法律の改正を要するわけでありまして、その改正も、裁判所法の改正によつて恒久法としてそういう法律上の手当をする

といふことも考へられるのであります。が、これは、裁判所法の法の建前、あるいは判事、判事補の制度という制度そのものの建前に相當の検討を要する余地がございまして、さしあたりの措置といたしまして、判事補の職権の特例の法律を改正いたしまして、この特例だけは臨時法でございまして、それを改正いたしまして、臨時に當分の間、職権の特例のついて判事補を高等裁判所に配置し得るようにしたいといふのがこの法案のねらいであります。

結局、そういたしますと、高等裁判所の方が弱体化しないかといふことが考へられるわけですが、御承知のように、昔も、法律上から申しま

すならば、五年以上裁判官の経験があれば控訴院判事になり得るといふうな

では、高等裁判所の方が弱体化するといふことも考えられるのであります。が、単独で第一審をやらせる方がいかに、あるいは高裁の三人のうちの一人としてやらせる方がいいか、どちらに重点を置いた方がいいかといふことを考えますと、やはり第一審の方を強化する方が適當ではないかといふふうな考え方を持ってこのような立案をいたしました次第であります。

この措置は当分の間の措置として定めておるのでありますが、これがいつまで続くかといふことでございますが、根本的に申しますれば、判事補の職権の特例の制度、あるいはさらにかのほつて判事補の制度をいかにすべきかといふことが解決されるまでといふことが考えられるのであります。なお、それまでの間に至らなくても、ここ数年すれば一人前の判事となる人の数が相当増加してくるということも考えられるのであります。これはお手元にお配りいたしました参考資料の四のところに書いてありますが、今の判事補の在職年数の調べが出ておるのであります。が、ここ二、三年は判事補で十年以上たつて判事になり得る資格を得る人はまだ少いのであります。が、五年目くらいから数が非常にふえまして、九十八名、八十五名あるいは五十五名といふふうな非常に数がふえてくるという見通しになっております。で、そのころになれば相当判事の不足も緩和されるということを考えております。そういうふうな状態になりますれば、こゝういふような措置も解き得る時期がくるということを考えております。判事補の職権特例の補足説明はこの程度にいたします。

引き続き裁判所法の一部を改正する法律案について補足説明をいたします。

この法律の改正の要点は、第一番目は、家庭裁判所調査官研修所を設置するといふことであります。その必要性につきましてもは提案理由で述べられておるのであります。結局、家庭裁判所調査官といふものは、家庭裁判所における家事事件及び少年事件の審理等につきましても非常に重要な役割を果しておるので、その養成、研修について特別の考慮をする必要があるといふことから、独立の施設として研修所を設置する必要があるといふことが考えられるのであります。今までは、家庭裁判所調査官も書記官研修所でも短期の研修をやっておったにすぎないのであります。が、これは裁判所書記官研修所といふものの性格と非常に違い、養成の仕方も目的も違ふものであります。非常に困つておったというふうな状態であつたのであります。教官なんかも非常に違つておりました。御承知のように、社会学とか心理学とか精神医学とか、そういうような特別の、今まで法律家のあまり親しまないような内容の教育を必要とするといふことでございます。で、どうしても独立の施設を要するといふように考えられます。ようやく今度予算も相当金額認められましたので、裁判所法にその施設を正式に規定していただくということを考えておるのであります。

この家庭裁判所調査官研修所並びに家庭裁判所調査官研修所教官の設置等につきましても規定の体裁は、いずれも書記官研修所その他今までの裁判所法における類似の施設に対する規定と

大体同じ体裁になつております。それから、家庭裁判所調査官研修所の教官には裁判官としての実務の経験を有する者を必要とする考えられます。で、裁判所調査官その他について裁判所法附則で定めておるような形にならなして、裁判官をもつて家庭裁判所調査官研修所教官に充てるということにすることが必要でありますので、裁判所法の附則をも改正いたしております。

その次の改正点は、裁判所書記官等の設置に関する事項であります。民事訴訟法及び刑事訴訟法及びそれぞれの訴訟規則の改正によりまして、証人等の尋問その他の公判における手続及びその関係者の供述の内容を相当詳細にする必要が出てきたのであります。その必要上、すでに、最高裁判所におきましては、昭和二十五年以来、裁判所書記官研修所におきまして機械速記を専門とする速記士の養成を開始しておるのであります。御承知だと思いますが、普通の速記とは違ひまして機械でありますから、相当客観性があつて、いろいろ特徴があるようでありまして、その機械速記士の養成を開始いたしまして、現在すでに三百人余りが養成されて各裁判所に配置されております。全国の主として都会地でございますが、高裁所在地の地方裁判所及び横浜、京都、神戸その他のところへ配置されまして、重要な事件の審理に立ち会ひまして速記に従事いたしております。その評判もなかなかよろしいように聞いております。ところが、裁判所の制度といたしましては、これらの職員のための特別の定めが今まで欠けておりました。裁判所の公判の事務に従

事するにかかわらず、裁判所事務官といふような身分になつております。数の少い間は何とかそれでもまかなえたのであります。が、これから毎年やほり百名近くずつ養成した者が卒業して参りますので、どうしても特殊の職務の内容に即応するようない一つの取扱いをする必要がでてきたのであります。それで、裁判所書記官という制度を別に設けて、それにふさわしい取扱ひをしたいと思います。これを考えたのであります。裁判所書記官及びそれを補助する者として裁判所書記官補を置きたいといふことを考えております。

それから、裁判所書記官の養成でございます。これは今までも裁判所書記官研修所でおつたのであります。が、その趣旨を明らかにするため、十四条を改正いたしまして、書記官研修所では速記官の研修をもちとすといふことを明示することにいたしましたのであります。

それから、あとは附則でございますが、附則の二項は、まだ一人前に裁判所書記官に任ずる人の数が不足いたしますので、さしあたり裁判所書記官補に速記官の職務を行わせるようにいたしましたのであります。

第三項は、檢察審査会の檢察審査員となり得ない職種の檢察審査員に列挙されておりますが、裁判所関係の職員はすべて含まれておりますので、家庭裁判所調査官研修所教官、裁判所書記官等もここに加えたいという趣旨であります。

○三田村委員長 これにて両案に対する補足説明は終了しました。質疑は次会に譲ります。

○三田村委員長 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

池田清志君。

○池田(清)委員 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所等、それぞ支部を設けることができるように相なつており、現実には支部が設けられておるのであります。が、その支部という機関は、いわゆる裁判所と称するものであるか、それともまた裁判所以外の他の何ものであるかといふことを明らかにしたいのであります。

○位野木政府委員 御質問の御趣旨は必ずしもよく了解いたしかねるのであります。が、支部は裁判所の一部であるといふふうな考え方をしております。

○池田(清)委員 しかれば、それは、たとえば地方裁判所にいたしますと、その中の刑事法廷とか民事法廷とかあります。が、それと同じ趣旨に解するものに当りますか。

○位野木政府委員 本質は同じであると思ひます。ただ、支部と申しますのは、所在地の違つておるに置かれておるものを支部と称しておるので、その特殊性から、たとえば、ある司法行政事務なんかは、ここで本庁にあるのと違つた取扱ひをするという意味で特殊性があるというふうに考えております。

○池田(清)委員 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所等の管轄区域内においてあちこち支部を設けます。その支部自体もいわゆる管轄区域といふものが定められておるわけでありまして、かくのごとくいたしまして、支部そのものは裁判をするのであり、司法行政の一部を担当しておることは今御

説明のあつた通りであります。さすれば、厳格な意味におけるいわゆる裁判所というものに当らないという御趣旨のお答えでありましたが、国民の側から見ますと、裁判所と称するものと考えておるのではないかと思うのであります。こういう意味におきまして、

支部の設置についての根拠法的なことについてお尋ねを進めるわけでありませんが、御承知のように、支部の設置につきましては、地方自治法第五十六條第六項に国の地方行政機関の設置については国会が承認しなければならぬと書いてありますところを受けまして、同条第七項において司法行政機関というものを除いてあります。除いてありますところから、その設置及び管轄区域につきまして、法律がやるか、それともまた最高裁判所の立法権によってやるかという問題がおのずから分れて参るのでありますが、今日の取扱ひといしましては、最高裁判所の立法権によってこれが規則が制定されて、そのつど設置をされておる、こういうわけ合ひなのであります。ただいま提案の簡易裁判所につきましては、いわゆる法律によつてその設立、廃止をきめ、管轄区域をきめ、そして国民に法律として知らしめるというやり方をやっておるのかかわらず、簡易裁判所に匹敵すると申しますか、あるいはそれ以上の立場にあると思われる司法機関が最高裁判所の規則制定権によつて定められておるといふことは、あるいは簡易裁判所の設立についての取扱ひと比較いたしましたして、私は、劣ると申しましようか、不合理な点があるのではないかと思うのであります。これにつきましていかになる

御見解でございましょうか。

○位野木政府委員 この裁判所支部の管轄区域の決定についての規定でございしますが、これは地方自治法の百五十六条とは直接関係がないように考えております。司法機関は、地方自治法には直接関係がないと考えておるのであります。そして、裁判所法の規定に基づきまして作られておるのであります。高等裁判所につきましては、裁判所法の二十二条がその支部設置の規定でございしますが、地方裁判所につきましては、三十一條ですか、支部設置の根拠は、三十一條とあると承知しておりますが、管轄区域につきましては、支部というものは独自の管轄区域を持っていない。本庁全体が一つの管轄区域を持っておるのであります。その中の支部で、支部としては独自の管轄区域は持っていない。ただ、事実上の事務の分担と申しますか、そういうものを内部的にきめておることはあるようでありまして、管轄区域としては別ものではない。だから、たとえば管轄違ひのために訴えを却下するということはできないというふうになっておるようであります。

○池田(達)委員 国の地方行政機関の設置につきましては、先ほども申し上げましたように、地方自治法の第五十六條第六項によりまして、国会の承認を経なければならぬ、こうあります。第七項におきましては、第六項をその適用を除外いたしました。国会の承認を得る必要はない、こういうことになっておるわけでありまして、さすれば、私の申し上げましたように、その設置の取扱ひにつきましては、法律によつてやるか、最高裁判所の立法権

によつておるか、この二つがあるのだ、現在は、お答えもありません。さうして、最高裁判所の立法権によつてやっておる、こういうことを申し上げたのであります。さうすることは、簡易裁判所という裁判所を作るにつきまして、管轄区域を定めるにつきましては、法律を作つて、そのつど国会の承認を得る、国会で可決をされたというふうになつておるのと対比をいたしました。簡易裁判所よりも以上であると思われような支部の設置について、いわゆる制度上劣るところはないか、こ

うお尋ねをしておるのであります。それから先は私の要望であります。が、いわゆるこういうような支部につきましても、法律の形において改廃し管轄区域を定め、そして法律として国民に知らしむという手続をとる方がよろしいのではないか、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、これは要望になります。いかがでございましょうか。

○位野木政府委員 御趣旨ももつともな点があると思ひます。高等裁判所の支部あたりになりますと、地域がかなり広いございしますから、法律上は管轄区域とは違ひ建前になっております。とはいへ、事実上分担があつて、それに近いようにも見えろという部分があると思う。やはり、これは、上級の裁判所になればなるほど自然管轄区域が広がるので、地域が膨大になるといふ点でこれはやむを得ないのであります。が、事実上分割されていくという上といひましては、全然別の管轄区域じゃない、一つの裁判所の内部に地域的に分けて部を置く、本庁の所在地

に置いては不便であるから、そこに便宜置くという建前で考へておるのが支部というものの本来の性質でござい

ます。そういう性質から申しまして、管轄区域とは違ひということは十分説明できると考えられます。今までもさういふ建前になつておつたのであります。これは、どういふふうにいたしま

すか、支部についても法律を要するといふことにいたしました。これは簡裁あたりと同じようなことになるのであります。これはやはり司法行政の運用にまかせまして、必要に応じて裁判所の合理的な判断にまかせてやるという建前が好ましいというので、今の

○三田村委員長 御異議なければ、さう決定いたします。

○三田村委員長 次に、裁判所法の一部を改正する法律案及び違憲裁判手続法案の両案を一括議題といたし、提案理由の説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

裁判所法の一部を改正する法律案 裁判所法の一部を改正する法律案 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第二項として次のように加ふる。

最高裁判所は、前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより、一切の法律、命令、規則又は処分について、それらが憲法に適合するかしないかを裁判により決定する権限を有する。

第七條中「(裁判権)」を「(最高裁判所の争訟に係る裁判権)」に改め「最高裁判所は、」の下に「法律上の争訟につき、」を加ふる。

附則 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

違憲裁判手続法案 違憲裁判手続法案 (この法律の趣旨)

第一條 この法律は、国の最高法規である日本国憲法の各条規が正しく運用されることを確保するため、日本国憲法第九十八條第一項及び第八十一條の規定に基づき、最高裁判所が、裁判所法(昭和二十

二年法律第五十九号) 第三条第二項に規定する権限として、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを裁判により決定する手続その他の事項について定めるものとする。

(訴訟手続による裁判)

第二条 最高裁判所(以下単に「裁判所」という)は、訴訟において、前条の裁判を行う。

(裁判官の除斥)

第三条 裁判官は、その者が前条に規定する訴訟の当事者又はその訴訟代理人であつたときは、当該訴訟につき職務の執行から除斥される。

(訴の提起)

第四条 衆議院議員及び参議院議員のそれぞれの定数を合計した数の四分の一以上の員数の国会議員は、法律命令、規則又は処分について、それらが憲法に適合しないとの裁判を求めるため、検事総長を被告として、裁判所に訴を提起することができる。

(訴提起の期間)

第五条 前条の訴は、法律、命令又は規則については当該法律、命令又は規則が公布された日から、処分については当該処分があつた日から、それぞれ、六箇月以内に提起しなければならない。

(訴状)

第六条 第四条の訴の提起は、訴状を裁判所に提出しなければならない。

2 訴状には、裁判所の定めるところにより、申立の趣旨、理由その他必要な事項を記載しなければならない。

らない。

3 訴状が前項の規定に違反する場合においては、裁判所は、相当の期間を定め、その期間内にけん欠を補正すべきことを命じなければならない。

(不適法な訴の却下)

第七条 不適法な訴であつて、そのけん欠が補正することのできないものであるときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決をもつて訴を却下しなければならない。

(原告代表者)

第八条 原告は、当該訴訟を行わせるため、原告の中から三人以内の代表者(以下「原告代表者」という)を定めなければならない。

2 原告代表者は、当該訴訟について、原告の全員の代りに、一切の裁判上の行為をする権限を有する。

3 原告代表者は、二人以上あるときは、訴の提起、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張及び訴の取下については共同して、その他の訴訟行為については各自、原告を代表する。

4 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五十三条及び第五十四条の規定は、原告代表者に準用する。

5 原告代表者でない原告は、裁判所の許可がなければ、訴訟行為(訴の提起、原告代表者の選任、第十三条第一項の規定による訴訟からの脱退及び第十四条第二項の申立を除く)をすることができない。

第九条 被告である検事総長は、検

察庁の職員でその指定するものに訴訟を行わせることができる。

2 前項の規定により指定された者は、当該訴訟について、訴訟代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

(訴訟代理人の選任)

第十条 当事者は、弁護士のほか、弁護士法第五条第三号に規定する大学を定める法律(昭和二十五年法律第八十八号)に規定する大学の学部、専攻科又は大学院において五年以上法律学の教授又は助教の職に在つた者を、訴訟代理人に選任することができる。

(訴の取下及びその効果)

2 訴訟代理人は、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張、訴の取下及び第十三条第一項の規定による訴訟からの脱退については、特別の委任を受けなければならない。

3 民事訴訟法第五十三条、第五十四条、第八十一条第三項本文及び第八十三条の規定は、訴訟代理人に準用する。

(申立の趣旨の拡張)

第十一条 原告は、次に掲げる法律、命令、規則又は処分について、申立の趣旨を拡張し、それらが憲法に適合しないとの裁判を求めることができる。ただし、これにより訴訟手続が著しく遅延すると認められる場合は、この限りでない。

一 申立に係る法律、命令若しくは規則を実施するため、又は当該法律、命令若しくは規則の委任に基いて、制定された法律、命令又は規則

二 申立に係る法律、命令又は規

則に基いてされた処分

第十二条 原告は、何時でも、訴の全部又は一部を取り下げることができる。

(訴の取下及びその効果)

2 前項の規定による訴の全部又は一部の取下があつた場合においては、当該訴訟の原告であつた者は、当該取下の時ににおけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当該訴訟につき、第二項の申立をすることができない。

(訴訟からの脱退)

第十三条 原告は、何時でも、訴訟から脱退することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により訴訟から脱退した者に準用する。

(訴訟手続の中断)

第十四条 原告が、死亡し、原告たる資格を喪失し、又は前条第一項の規定により訴訟から脱退したことに基いて、原告の総数が第四条に規定する員数に満たなくなつたときは、訴訟手続は、中断する。

2 前項の規定により訴訟手続が中断したときは、裁判所は、遅滞なく、国会議員は裁判所の定める期間内に裁判所に対して当該訴訟の原告になることの申立をすることができ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 前項の申立をした者は、同項に規定する裁判所の定める期間の経過した時から、原告になるものとする。

4 前条第一項の規定により訴訟か

ら脱退した者は、当該脱退の時ににおけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当該訴訟につき、第二項の申立をすることができない。

5 第一項の場合においては、第二項に規定する裁判所の定める期間の経過した時に、原告の総数が第四条に規定する員数に満たないときは、同項に規定する裁判所の定める期間の経過した時に訴の取下があつたものとみなす。

(口頭弁論)

第十五条 当事者は、訴訟につき、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、別段の規定がある場合は、この限りでない。

(証人)

2 原告又は被告が、口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭しても本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者の提出した訴状、答弁書その他の準備書面に記載した事項は陳述したものとして、出頭した相手方に弁論を命ずることができる。

第十六条 裁判所は、職権で証拠調をすることができる。この場合においては、裁判所は、証人若しくは鑑定人の出頭及び証言若しくは鑑定を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 公務員又は公務員であつた者は、その職務上の事項について証言又は書類の提出を求められたときは、他の法令の規定にかかわらず、職務上の秘密を理由として、これを拒むことができない。

(証人等の宣誓義務)
第十七条 証人又は鑑定人には、裁判所の定めるところにより、宣誓をさせなければならない。

(証人等に対する過料)
第十八条 証人又は鑑定人が、正当の理由がなく、出頭しないとき、又は宣誓、証言若しくは鑑定を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処する。書類の提出を求められた者が、正当の理由がなく、その書類を提出しないときも、同様とする。

(調査の囑託)
第十九条 裁判所は、公務所又は公私の団体に対して必要な調査を囑託することができる。

(判決)
第二十条 第一条の裁判は、判決によって行う。

(判決事項)
第二十一条 裁判所は、原告の申し立てない法律、命令、規則又は処分については判決をすることができない。

(判決の記載事項)
第二十二条 判決には、主文及び理由を記載しなければならない。

(判決の効力発生)
第二十三条 判決は、言渡によつて効力を生ずる。

(法律等の無効)
第二十四条 法律、命令、規則又は処分は、それらが憲法に適合しないとの裁判があった場合に、その効力を有しないことになるものとする。

(違憲裁判の効果)
第二十五条 法律、命令、規則又は

処分が憲法に適合しないとの裁判は、当該法律、命令、規則又は処分に基づいて当該判決の言渡前に生じた事項に影響を及ぼさない。ただし、法律で別段の定をすること

を妨げない。
(違憲裁判の公示)
第二十六条 裁判所は、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をしたときは、すみやかに、その要旨を官報で公示し、かつ、その裁判書の正本を内閣に送付しなければならない。その裁判が、法律に係るものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付しなければならない。

(裁判の費用)
第二十七条 裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

(最高裁判所規則の制定)
第二十八条 この法律に規定するもののほか、第一条の裁判に関し必要な事項は、裁判所が定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行前に公布された法律、命令又は規則及びこの法律の施行前にされた処分に対する第五條の規定の適用については、この法律の施行の日、当該法律、命令若しくは規則が公布され、又は当該処分があつたものとみなす。

本条施行に要する経費
本条施行に要する経費としては、

初年度約八千万円の見込である。
(平年度約百万円)

○猪俣委員 ただいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

違憲の法令または処分を阻止し、憲法の解釈を統一するため、最高裁判所による法令または処分自体についてそれらが憲法に適合するかしないかを裁判する制度を確立することは、憲法の精神を護持し、憲法政治を推進する上に、きわめて重大な意義を持つものと信ずるのでございます。

ところで、憲法第九十八条には、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に違反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定し、同じく第八十一条には、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定しているにもかかわらず、従来の最高裁判所の判決によりますと、いかに明白な違憲法令が公布され、違憲処分が行われようと、具体的争訟事件とならない限り、これを除去し、これを無効ならしめる手段はないとされているのであります。従いまして、現実政治の面においては、大多数の憲法学者が違憲であると断定する事態が発生し、そして、それが次第に既成事実化していく傾向を生じているのであります。ゆえに、法令または処分自体について、それらが憲法に適合するかしないかを裁判する制度を確立することなく、この現実の事態をそのままに放任するときは、やがて憲法そのもののさ

え破壊されに至るであろうと、きわめて憂慮されるのでございます。

そういうわけでございまして、現行裁判所法を改正し、具体的争訟事件を前提としなくても、最高裁判所が、法令または処分自体について、それらが憲法に適合するかしないかを裁判し得るよう、すなわち、最高裁判所が憲法裁判所の機能をも持つよう、明確にする必要があると考えられるのでござい

ます。

この最高裁判所の憲法裁判所の機能を明確にするため、本改正案におきましては、現行裁判所法第三条に新しく第二項を加えて、最高裁判所が、法令または処分自体について、それらが憲法に適合するかしないかを裁判する権限を持つことを明らかにし、同時に、第七條の一部を改めて、同条に規定する最高裁判所の裁判権は、具体的争訟事件に関する裁判権であることを明らかにしたのであります。

これがこの法律案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

引き続いて違憲裁判手続法案の提案理由の御説明を申し上げます。

この法律案は、前に御説明申し上げました裁判所法の一部を改正する法律案と一体をなすものでありまして、その改正案において明らかにされました法令または処分それ自体についてそれらが憲法に適合するかしないかを裁判する最高裁判所の権限を最高裁判所が行便するに當つての具体的な裁判手続について定めたものでございます。

さて、この法律案の内容につきその概略を御説明申し上げますと、まず第一に、この裁判は訴訟の形式をもって行われることになっております。すなわち、衆議院議員及び参議院議員のそれぞれの定数を合計した数の四分の一以上の員数の国会議員が原告となり、検事総長を被告として、最高裁判所に訴えを提起することによって、この訴訟は開始するものいたしました。原告を国会議員といたしましたのは、この訴訟が本来主権者である国民の厳密な信託によって行われる国家機関の行為の違憲性を究明しようとするものである以上、これを訴追するのは主権者である国民を代表し得る資格を有する者でなければならぬという観点に立脚したからであります。その員数を衆参両院の議員の各定数を合計した数の四分の一以上といたしましたのは、主としてこれにより乱訴の弊害を防止しようという趣旨のものでござい

ます。また、被告につきましては、この訴訟が公益のためになされるものであると同時に、高度の法律論が必要とされますので、検事総長といたしました次第でござい

ます。

次に、この訴えは、法令につきましては当該法令が公布された日から、処分につきましては当該処分があつた日から、それぞれ六ヵ月以内に最高裁判所に訴状を提出しなければならないこととし、もしこの要件を欠くときは、その補正を命じ、補正ができないものでありますときは、口頭弁論を経ないで却下の判決がなされるものとしたしました。提訴期間をこのように限定いたしましたのは、このような憲法上の重大問題はできる限りすみやかに解決されるべきものであるというこ

と、及び、たとい違憲なものであつて

五

も、すでに有効なものとして実施されている法令または処分の効果をいつまでも争ひ得るものといはしますと、法律的にも社会的にもゆゆしい不安と混乱とを招くことになるというこの二つを考慮いたしましたからでございます。なお、原告の数が多いため訴訟の追行が不便となることを考慮いたしまして、原告代表者の制度を設け、原告の行う一切の訴訟行為は原則としてこの代表者によってなされることといたしました。

次に、第二には、有効に係属した事件の審理は、口頭弁論を中心に行われ、証拠調べの必要があれば最高裁判所は職権をもってこれをなし得ることになっております。しかし、一たん有効に係属いたしました訴訟でも、原告の全員の一致がありませんれば、判決があるまではいつでも訴えの全部または一部を取り下げることができることといたしました。また、各原告はいつでも訴訟から脱退することができることとしてございます。さらに、原告が死亡したり、たとえば衆議院の解散等により今まで原告であった者が原告たる資格を喪失したり、あるいは訴訟からの脱退というようなことのために、原告の数が訴え提起の際に必要とされる員数に満たなくなったときは、訴訟手続は中断することといたしました。

また、訴えの変更は原則として認めないことといたしました。これは、違憲裁判はなるべくすみやかになされることを望ましく、訴えをむやみに変更して審理を複雑にし、裁判が遅延いたしますことは、その要請に反することになると考えたからでございます。ただ、申し立てにかかる法令を実施する

ためまたはその法令の委任に基いて制定された法令、及び申し立てにかかる法令に基いてされた処分につきまして、右に述べました弊害も比較的少いと考えられますので、これらのものについてだけは、申し立ての趣旨を拡張して裁判を求めることができることといたしました。

なお、証拠調べにおきまして、公務員または公務員であった者がその職務上の事項について証言または書類の提出を求められたときは、職務上の秘密を理由としてこれを拒むことはできないことといたしました。これは、法令または処分の違憲性の判断という憲法上の重大事が秘密を理由として不可能に陥るということとを許さないという趣旨のものでございまして、違憲裁判の権威を強調したものでござい

す。次に、第三には、違憲裁判は判決の形式で行われることになっております。また、最高裁判所は、原告の申し立てない法令または処分につきまして判決をすることができないこととになっております。これは、前に御説明申し上げました違憲裁判は訴えを待つて開始されるという趣旨と同一の趣旨に基くものでございまして、これによって裁判の範囲を明確にしようとしたものでございます。なお、法令または処分につきまして、それらが憲法に適合しないとの裁判がありました場合には、その裁判の効力は、原則として将来に向つてのみ及ぶことといたしてございます。

以上、この法律案におきます違憲裁判手続の骨子につきまして、その概要を御説明申し上げたのでございます

が、なお、最後に二、三の点につき申し上げますと、最高裁判所は、法令または処分につきましてそれらが違憲であるとの判決をいたしましたときは、すみやかにその要旨を官報で公示して国民に周知させますとともに、その裁判書の正本を内閣に送付し、その裁判が法律にかかるとありますときは、国会にも送付することといたしました。また、この裁判の費用は国庫で負担することとし、さらに、この裁判の手続等についての細則は最高裁判所の規則にゆだねることといたしました。

これをもって本法律案の提案理由の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○三田村委員長 以上で提案理由の聴取を終わりました。質疑は次回に譲ります。

午前中はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕